

29年度に京都移転の先行的取組を行うため、「地域文化創生本部」(仮称)を設置し、地元の協力を得ながら、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を実施し、これを通じて文化庁の機能強化を図る。

文化庁 地域文化創生本部(仮称)

【構成】

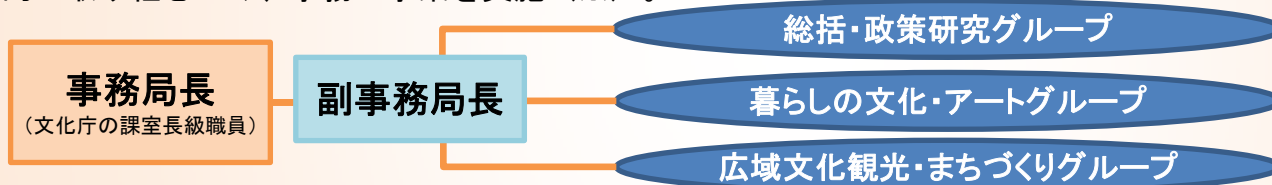
本部長	文化庁長官
本部長代理	文化庁次長
副本部長	長官官房審議官、文化部長、文化財部長
事務局長	(文化庁の課室長級職員を充てる予定)
事務局	30名(文化庁から10名(※)、地元(京都府・市・民間企業等)から20名出向又は併任)

常駐(常勤者を中心に配置)

(※)平成29年度機構・定員要求で、本部の常勤者として、企画官1名のほか、新規定員7名を要求。

【組織体制のイメージ】

文化庁職員(課室長級)が事務局長を、京都側の職員が副事務局長を務め、その下に3つのグループを設置し、新たな政策ニーズに先行的に取り組むべく、事務・事業を実施(※)。



(※)京都での事務・事業の実施に当たって地元との連携・協力を図るため、「地域文化創生連絡会議」(仮称)を設置し、京都府・京都市・関係団体等との間で協議・調整を行う(また、関係省庁等との連携協力も、今後調整)。

【取組内容と事業の例】

- ①食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点の形成等
 - ・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業(先進的創造拠点形成事業)(新規)
- ②文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデルの構築
 - ・観光拠点形成重点支援事業(文化財総合活用・観光振興戦略プラン)(新規)
- ③2017年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力の促進
 - ・東アジア文化都市2017
- ④政策調査研究機能の充実等
 - ・新政策課題対応調査(新規)

→ 文化庁では、これらの取組等に係る予算として、平成29年度概算要求において、22.2億円(新規分)を要求。

文化庁 地域文化創生本部(仮称)のイメージ

